

18	生活文化局	東京都消費生活基本計画の改定
事業概要	<p>消費者が直面する様々な課題を解決し、都民の消費生活の安定と向上を図るため、都の消費生活に関する様々な施策・事業を「消費者の視点」に立って、計画的、総合的に推進していくための基本指針として、東京都消費生活基本計画を策定している。</p> <p>平成29年度は、第24次消費生活対策審議会から平成29年2月に「東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画の改定について」受けた答申を踏まえ、平成30年3月に新たな「東京都消費生活基本計画」を策定・公表した。</p> <p>※東京都消費生活条例第45条に基づき、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、知事の附属機関である東京都消費生活対策審議会に諮問しなければならない。</p>	
これまでの経過	<p>計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間 平成30年度から5年間 ○ 従来の「東京都消費生活基本計画」と「東京都消費者教育推進計画」の2つの計画を一体的に改定し、明確に消費者教育を計画に位置付けるとともに、今日的な課題である「持続可能な消費の普及」を加え、新たな政策の柱に再構築 ※東京都消費生活条例第43条に基づく基本計画と消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画として位置付け ○ 各施策を進めるにあたって、特に留意すべき事項を、計画全体を貫く「視点」として新たに「3つの視点」を設定 ○ 政策の柱と取組のポイント <p>政策1「消費者被害の未然防止と拡大防止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京くらしWEBでの外国語版質疑応答集の作成による外国人への情報提供の充実 ・ 消費者被害防止に係る高齢消費者の見守りネットワーク構築の促進 <p>政策2「不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報分析を行うチームの新設や情報収集ツールの拡充による取締りの強化 ・ 事業者団体の要望に応じた出前型コンプライアンス講習会の開催 <p>政策3「消費生活の安全・安心の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・サービス等による危害・危険を防止するための情報収集、調査・分析、消費者への注意喚起、関係機関への改善要望 ・ 安全に配慮した商品の普及 <p>政策4「消費者教育の推進と持続可能な消費の普及」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年年齢引下げを見据えた若年層への消費者教育の充実 ・ 倫理的（エシカル）消費に係る理念の普及、教育事業の実施 <p>政策5「消費者被害の救済」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談の充実（対象者別特別相談、外国語相談、障害者対応） ・ 特定適格消費者団体への総合的な支援 	
現在の進行状況	<p>平成29年度の状況（平成30年3月31日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年3月30日プレス発表「東京都消費生活基本計画の策定について」 ※東京都消費生活基本計画の内容を、広く都民の皆様に理解を深めていただくため、PR冊子「都民の暮らし輝く東京 2018 ～消費者が安心して暮らせる社会を築くために～」も併せて作成 ※平成29年度の東京都消費生活対策審議会の開催実績 総会 2回 	

今後の見通し	新たに策定した計画に基づき、施策を推進していく。		
問い合わせ先	生活文化局 消費生活部 企画調整課	電話	03-5388-3059